

## 平成27年稲敷市農業委員会第3回総会

〔3月25日〕

- 
- 日程 1 会議録署名委員の指名について
  - 日程 2 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について
  - 日程 3 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について
  - 日程 4 農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
  - 日程 5 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
  - 日程 6 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について
  - 日程 7 制限除外の農地の移動届出について
  - 日程 8 農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について
  - 日程 9 農地法第3条に係る買受適格証明願いに対する証明書の交付について
  - 日程10 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について
  - 日程11 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について
  - 日程12 現況証明願いに対する証明書の交付について
  - 日程13 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）
  - 日程14 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）
  - 日程15 稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）
  - 日程16 平成27年度稲敷市標準農作業利用料金の承認について

---

### 本日の会議に付した事件

- 日程 1 会議録署名委員の指名について
- 日程 2 報告第1号
- 日程 3 報告第2号
- 日程 4 報告第3号
- 日程 5 報告第4号
- 日程 6 報告第5号
- 日程 7 報告第6号
- 日程 8 議案第1号
- 日程 9 議案第2号
- 日程10 議案第3号
- 日程11 議案第4号
- 日程12 議案第5号
- 日程13 議案第6号
- 日程14 議案第7号

日程15 議案第8号

日程16 議案第9号

---

### 出席委員

1番	古澤真和君	17番	坂本富男君
2番	遠藤一行君	18番	濱田昭一君
3番	高須一郎君	19番	横田悌次君
4番	加納昭君	20番	宮本善助君
5番	根本脩君	21番	飯塚恒雄君
6番	小貫和子君	22番	篠崎惣壽君
7番	吉岡一仁君	23番	澤邊雅之君
8番	山本陽子君	24番	野口克行君
9番	松田守君	25番	篠崎文夫君
10番	村山文雄君	26番	山下恭一君
11番	関口邦子君	27番	飯沼喜見古君
12番	山口幸一君	28番	墳本典勇君
13番	森田康君	29番	松本文雄君
14番	木内昌秀君	30番	足立久美子君
15番	坂本雅美君	31番	黒田仁君
16番	宮本昇君	32番	川島昇君

---

### 欠席委員

---

### 出席説明委員

農業委員会事務局長	森川春樹
農業委員会事務局長補佐	飯島伸生
農業委員会事務局係長	油原雅人
農業委員会事務局主査	宮本昭

---

### ○会長（加納 昭君） 諸般の報告

3月16日（月） 茨城県農業会議第154回定例総会  
於 水戸市 市町村会館  
出席者 加納 昭会長，森川春樹事務局長

3月23日（月） 稲敷市農業公社理事会  
於 稲敷市役所東庁舎  
出席者 加納 昭会長

---

午後3時開会

○農業委員会事務局長（森川春樹君）それでは、ただいまから、平成27年3月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。これからの議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となり議事進行いたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（加納 昭君）それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は32名です。よって農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

---

#### 日程 1 会議録署名委員の指名について

○議長（加納 昭君）最初に会議録署名人の指名を行います。お諮りいたします。会議録署名人の、指名については、議長一任で異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君）異議なしということでございますので、本日の会議録署名人は、3番、高須一郎委員、5番、根本 脩委員の両名を指名いたします。

---

#### 日程 2 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君）それでは審議に入ります。

報告第1号、「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）議案書の1ページをお開き願います。

報告第1号、「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」

でございます。

受理番号1番、浮島字関谷、田1筆、1、140平方メートルでございますが、茨城県農林振興公社が行う農地中間管理事業特例促進事業により所有権の移転を行うものでございます。よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これは、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願います。

---

### 日程 3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第2号、「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）2ページをお開き願います。

報告第2号、「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」でございます。受理番号1番から受理番号6番までを一括してご報告いたします。

本届出は被相続人の死亡により、それぞれの取得日において相続により農地を取得したものであります。権利の取得者は、いずれも自作地として耕作しており、農業委員会による、あっせん等の希望は、ないものであります。内容の詳細につきましては、それぞれ議案書に記載のとおりでございます。よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これも、また、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願います。

---

### 日程 4 報告第3号 農地法第4条第1号第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第3号、「農地法第4条第1号第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）議案書の9ページをお開き願います。

報告第3号、「農地法第4条第1号第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について」でございます。

受理番号1番、佐倉字佐倉原、畑1筆、992平方メートルでございますが、申請地に太陽光発電施設を設置するものです。よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これもまた、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願

いたします。

---

**日程 5 報告第4号 農地法第5条第1号第6号の規定による市街化区域内の農地転  
用届出について**

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第4号、「農地法第5条第1号第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について」を議題といたします。事務局より報告を願います。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）6ページをお開き願います。

報告第4号、「農地法第5条第1号第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について」でございます。

受理番号1番、佐倉字佐倉原、畑1筆、456平方メートルでございますが、事業者が賃貸借権設定により申請地に太陽光発電施設を設置するものでございます。

受理番号2番、江戸崎字田宿、田5筆、1,713平方メートルでございますが、事業者が賃貸借権設定により申請地に太陽光発電施設を設置するものでございます。

受理番号3番、江戸崎字新山、畑1筆、1,888平方メートルでございますが、事業者が所有権移転により申請地に太陽光発電施設を設置するものでございます。

受理番号4番、江戸崎字新山、畑1筆、492平方メートルでございますが、事業者が使用貸借権設定により申請地に太陽光発電施設を設置するものでございます。

受理番号5番、柴崎字寺地、畑1筆、420平方メートルでございますが、申請地に自己住宅、1棟を建築するものでございます。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これもまた、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願います。

---

**日程 6 報告第5号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約通  
知について**

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第5号、「農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約通知について」を議題といたします。事務局より報告を願います。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）7ページをお開き願います。

報告第5号、「農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約通知について」でございます。

受理番号1番、八筋川字八郎田、現況田を含む田3筆、7,689平方メートルでございますが、双方の都合により合意解約するものでございます。

受理番号2番，阿波崎字逆塩，田1筆，822平方メートルでございますが，双方の都合により合意解約するものでございます。

受理番号3番，阿波崎字居待堂，田3筆，6，562平方メートルでございますが，双方の都合により合意解約するものでございます。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これもまた，報告事項でございますので，ご承認のほどよろしく願います。

---

## 日程 7 報告第6号 制限除外の農地の移動届出について

○議長（加納 昭君）続きまして，報告第6号，「制限除外の農地の移動届出について」を議題といたします。事務局より報告を願います。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）8ページをお開き願います。

報告第6号，「制限除外の農地の移動届出について」でございます。

受理番号1番，下根本字前沼ほか1地区，田6筆，713.78平方メートルでございますが，稲敷土地改良事務所が行う基幹農道整備事業板橋伊佐津2期地区のプレロード用地として使用するため届出があったものでございます。

受理番号2番，下根本字須賀，田2筆，209.25平方メートルでございますが，同じく稲敷土地改良事務所が行う基幹農道整備事業板橋伊佐津3期地区のプレロード用地として使用するため届出があったものでございます。

受理番号3番，清水字立木田，3筆，畑3筆，計6筆，781平方メートルでございますが，東日本高速道路株式会社が行う圏央道事業のためのコンクリートプラント設置場所として使用するため届出があったものでございます。

受理番号4番，上之島字上ノ町，畑1筆，95平方メートルでございますが，農業用施設物置を建築するため届出があったものでございます。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これもまた，報告事項でございますので，ご承認のほどよろしく願います。

---

## 日程 8 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について

○議長（加納 昭君）続きまして，議案第1号，「農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について」を議題といたします。なお，議事参与に該当する案件がございますので，受理番号10番を除いて説明をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）9ページをお開き願います。

議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について」でございます。売買による所有権移転10件でございます。

受理番号1番，戊渡字南，田3筆，18，216平方メートルについてでございますが，農地中間管理機構が行う特例事業により受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。受人の経営状況については別紙審査表のとおりでございます。

受理番号2番，手賀組新田字運動津，田1筆，1，672平方メートルについてでございますが，農地中間管理機構が行う特例事業により受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。受人の経営状況については別紙審査表のとおりでございます。

受理番号3番，手賀組新田字大重ほか1地区，田7筆，12，025平方メートルについてでございますが，農地中間管理機構が行う特例事業により受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。受人の経営状況については別紙審査表のとおりでございます。

受理番号4番，浮島字関谷，田1筆，370平方メートルについてでございますが，受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。

10ページをお開き願います。

受理番号5番，羽賀字遠原，畑1筆，733平方メートルについてでございますが，受人が耕作利便のため買受けるものであります。

受理番号6番，沼田字辺田前，田1筆，68平方メートルについてでございますが，受人が耕作利便のため買受けるものでございます。

受理番号7番，柴崎字根古屋，畑1筆 557平方メートルについてでございますが，受人が耕作利便のため買受けるものであります。

受理番号8番，浮島字関谷，田1筆，171平方メートルについてでございますが，受人が経営規模拡大のため買受けるものであります。

受理番号9番，浮島字尾島，田4筆，4，515平方メートルについてでございますが，受人が経営規模拡大のため買受けるものであります。

以上9件の調査の結果は，全て報告書のとおりで農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり，受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお，添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。

以上で，議案第1号，受理番号1番から9番の説明をおわります。

○議長（加納 昭君）ただいま事務局の説明でございましたが調査委員の調査報告をお願いいたします。なお受理番号1番から3番については，茨城県農林振興公社の案件ですので調査報告を省略いたします。まず，受理番号4番について，小貫和子委員より報告をお願いいたします。

○6番（小貫和子君）6番，小貫です。受理番号4番について報告いたします。3月23日に宮本委員と受人の調査をし，申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主にレンコンを栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は，トラクター2

台とレンコンに関する機械一式を所有しております。農作業従事日数は、300日であります。経営面積177アールであります。調査の結果受人は、農地の権利取得の要件を満たしており報告書のとおりで間違いはなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号5番について、足立委員より報告をお願いします。

○30番（足立久美子君）30番、足立です。受理番号5番について報告いたします。3月24日に墳本委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に牧草を栽培している農業者であります。農機具は所有状況ですが、トラクター2台、ホークリフト1台、ホイローダー1台を所有しております。農作業従事日数は365日であります。経営面積233アールであります。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いはなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号6番について、村山委員より報告をお願いします。

○10番（村山文雄君）10番、村山です。受理番号6番について調査報告いたします。3月20日に松田委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認しました。受人は主に水稻栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、それぞれを1台所有しております。なお、軽トラックは2台所有しております。農作業従事日数は、200日であります。農業経営面積は287アールであります。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いはなく、許可相当と考えられます。慎重、審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号7番について、濱田委員より報告をお願いします。

○18番（濱田昭一君）18番、濱田です。受理番号7番について報告いたします。3月20日に篠崎委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具は所有状況ですが、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。農作業従事日数は150日であります。経営面積257アールであります。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いはなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号8番から9番について、宮本 昇委員より報告をお願いします。

○16番（宮本 昇君）16番、宮本です。受理番号8番について報告いたします。3月23日に小貫委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具は所有状況ですが、トラクター1台、その他は委託をしております。農作業従事日数は150日であります。経営面積135アールであります。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いはなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議のほどお願いします。続きまして、受理番号9番について報告いたします。3月23日に小貫委員と受人の調査

をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻、レンコンを栽培している農業者であります。農機具は所有状況は、トラクター1台、コンバイン、乾燥機は委託をしております。農作業従事日数は150日であります。経営面積379アールであります。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いはなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）これで調査委員の調査報告を終了いたします。

○議長（加納 昭君）これより質疑を認めます。質疑ありませんか、質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり、許可決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可することに決定いたしました。

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第1号、受理番号10番ですが、農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限規定に森田 康委員が該当しますので、13番、森田康委員の退席を求めます。

〔森田 康委員退出〕

○議長（加納 昭君）事務局の説明をお願いします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）11ページをお開き願います。

受理番号10番、佐原組新田字釜井、田3筆、2、116平方メートルについてでございますが、受人が経営規模拡大のため買受けるものであります。調査の結果は、報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。

以上で、議案第1号、受理番号10番の説明を終わります。

○議長（加納 昭君）ただいま事務局の説明でございましたが調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号10番については、飯塚委員より報告をお願いいたします。

○21番（飯塚恒雄君）21番、飯塚です。受理番号10番について報告いたします。3月20日に坂本委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機3台を所有しております。農作業従事日数は、250日であります。経営面積1717アールであります。調査の結果受人は、農地の権利取得の要件を満たしており報告書のとおりで間違いはなく、許可相当と考えられます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これで調査委員の調査報告を終了いたします。

○議長（加納 昭君）これより質疑を認めます。質疑ありませんか、質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」、受理番号10番を採決いたします。

本案は、申請のとおり、許可決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

○議長（加納 昭君）審議が終了いたしましたので、13番森田 康委員の入室を許可いたします。

〔森田 康委員入出〕

---

#### 日程 9 議案第2号 農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第2号、「農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）12ページをお開き願います。

議案第2号、「農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について」でございます。関東信越国税局が行う公売物件に対する買受適格証明書の交付について1件でございます。

受理番号1番、沼田字太丈ヤ敷、畑1筆、117平方メートルについてでございますが、受人が農業経営規模拡大のため公売参加を希望するものでございます。調査の結果は、報告書のとおりで農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。以上で、議案第2号の説明を終わります。

○議長（加納 昭君）ただいま事務局の説明でございましたが調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1について、村山委員より報告をお願いいたします。

○10番（村山文雄君）10番、村山です。受理番号1番について調査報告いたします。3月20日に松田委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認しました。受人は主に水稲とカボチャを栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。なお、軽トラックは2台所有しております。農作業従事日数は、300日であります。農業経営面積は275アールであります。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで証明書交付に問題ないと思われませんが、よろしく審議のほどお願いいたし

ます。以上です。

○議長（加納 昭君）これで調査委員の調査報告を終了いたします。

○議長（加納 昭君）これより質疑を認めます。質疑ありませんか、質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより、議案第2号、「農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり、証明書を交付することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

---

#### 日程10 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第3号、「農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）13ページをお開き願います。

議案第3号、「農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」でございます。

受理番号1番、古渡字下宿、畑1筆、877平方メートルについてでございますが、申請人が既に事務所併用住宅として利用していたものの追認申請をするものでございます。申請地は非線引き区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。以上で、議案第3号の説明をおわります。

○議長（加納 昭君）はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番について、野口委員より報告をお願いいたします。

○24番（野口克行君）24番、野口です。受理番号1番について、さる20日、坂本委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく、既に事務所併用住宅として利用しているものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおり、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしく慎重、審議をお願いいたします。以上です。

○議長（加納 昭君）はい、これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長(加納 昭君) はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第3号、「農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を採決いたします。

本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長(加納 昭君) 賛成多数と認めます。

よって本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

---

#### 日程11 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長(加納 昭君) 続きまして、議案第4号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。

油原係長

○農業委員会事務局係長(油原雅人君) 14ページをお開き願います。

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」でございます。

受理番号1番、佐原下手字下手、田1筆、500平方メートルについてでございますが、申請人が自己住宅用地に転用するものでございます。申請地は非線引き区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり、農地区分は第1種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号2番、幸田字前久保、畑1筆、366平方メートルについてでございますが、申請人が駐車場用地に転用するものでございます。申請地は非線引き区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号3番、新橋字町田、田1筆、1,606平方メートルについてでございますが、申請人が既に工場及び駐車場用地として使用していたものの追認申請をするものでございます。申請地は非線引き区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり、農地区分は第1種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号4番、月出里字上谷原、畑1筆、626平方メートルについてでございますが、申請人が既に資材置場及び駐車場用地として使用していたものの追認申請をするものでございます。申請地は市街化調整区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり、農地区分は第1種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考え

えられます。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

○議長（加納 昭君）はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番について、関口委員より報告をお願いいたします。

○11番（関口邦子君）11番、関口です。受理番号1番について、さる18日、加納委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく、自己用住宅として利用するものであります。周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませでした。以上のことから報告書のとおりで、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしく慎重、審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、次に、受理番号2番について、飯塚委員より報告をお願いいたします。

○21番（飯塚恒雄君）21番、飯塚です。受理番号2番について、さる20日、森田委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく、駐車場用地として利用するものであります。周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませでした。以上のことから報告書のとおりで、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしく慎重、審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、次に、受理番号3番について、森田委員より報告をお願いいたします。

○13番（森田 康君）13番、森田です。受理番号3番について、さる20日、飯塚委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく、工場及び駐車場用地として利用するものであります。周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませでした。以上のことから報告書のとおりで、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしく慎重、審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、次に、受理番号4番について、森田委員より報告をお願いいたします。

○19番（横田悌次君）19番、横田です。受理番号4番について、さる20日、村山委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく、既に資材置場及び駐車場用地として利用していたものであります。周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませでした。以上のことから報告書のとおりで、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしく慎重、審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第4号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を採決いたします。

本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

---

## 日程12 議案第5号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第5号、「現況証明願に対する証明書の交付について」を議題といたします。

宮本主査

○農業委員会事務局主査（宮本 昭君）15ページをお開き願います。

議案第5号、「現況証明願に対する証明書の交付について」非農地証明書の交付2件でございます。

受理番号1番、新橋字町田、田1筆、畑2筆、1,056平方メートルについて、登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は、20年以上前より宅地敷地として利用されております。撮影年月日、平成元年10月9日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

受理番号2番、柴崎字寺地、畑1筆、406平方メートルについて、登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は、20年以上前より墓地として利用されております。撮影年月日、平成6年11月9日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

○議長（加納 昭君）はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番について、森田委員より報告をお願いいたします。

○13番（森田 康君）13番、森田です。受理番号1番について、さる20日、飯塚委員と根本委員、それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果事務局の説明のとおりで間違いはなく20年以上前から宅地敷地として利用されております。国土地理院発行の航空写真と合せて確認をいたしました。調査の結果は農地法第2条の農地に該当せず非農地と判断します。よろしく審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）はい、受理番号2番について、濱田委員より報告をお願いいたします。

○18番（濱田昭一君）18番、濱田です。受理番号2番について、さる20日、篠田委員と山本委員と、それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果

事務局の説明のとおりで間違いはなく20年以上前から墓地として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合せて確認をいたしました。調査の結果は農地法第2条の農地に該当せず非農地と判断します。よろしく審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

○議長（加納 昭君） はい、村山委員。

○10番（村山文雄君） 10番、村山です。この写真を見ると、墓地が・・・で実際見ると・・・ますよね、こういう許可は20年前にしたのかしないのか、20年たったら非農地になるのか、判断が私はできない・・・墓地の造成、墓地が分譲地のようなのだが、その当時無断でやったのかどうなのか・・・

○10番（村山文雄君） 受理番号2番です。

○農業委員会事務局主査（宮本 昭君） 村山委員の質問に回答いたします。証明願いのの中では、昭和36年ごろから墓地として利用されているとのこと。その他の状況については調べておりませんので、分かりません。

○10番（村山文雄君） 分譲墓地のような、最初は個人墓地だと思ったのですが、これを見ると分譲墓地で、転用しないで20年たったら非農地に出来る。その辺おかしい農地の判断だから、まずいと思います。以上です。

○農業委員会事務局長（森川春樹君） いまの件ですが、今やろうとしたらできないと思うのですが、昔なので、農地の部分もできてしまったのかと思います。場所的には全体の一番端になります。墓地のところと、あと斜面になっていて現状農地として使えるところではありませんのでやむを得ないと思います。

○18番（濱田昭一君） 担当の濱田です。墓地の件に関しては全体が共同墓地として移転したときに、個人名義の農地があったので、そこに自分の墓を立てたと思われま。

○議長（加納 昭君） その他ありますか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより、議案第5号、「現況証明願に対する証明書の交付について」を採決いたします。本案は、申請のとおり、証明書を交付することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

---

### 日程13 議案第6号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (利用権設定)

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第6号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見

決定について（利用権設定）」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。

飯島補佐

○農業委員会事務局長補佐（飯島伸生君）よろしく申し上げます。

16ページをお開きください。

議案第6号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」です。本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定で、今回は、新規設定が、18件、63筆、184,799平方メートル、再設定が、19件、57筆、132,294平方メートル、計317,093平方メートルについての利用権の設定です。新規設定について、ご説明いたします。

受理番号1番、小野字小野、田2筆、3,751平方メートル、

受理番号2番、寺内字寺内ほか1地区、田2筆、5,973平方メートル、

受理番号3番、江戸崎字荒沼ほか3地区、田6筆、5,187平方メートル、

いずれの3件は、新規設定で、利用目的が水稻、期間が8年、小作料は10アール当たり、1俵、設定を受ける者は、経営面積386アールの水稻を作付けする農家で農作業従事日数150日の農業者です。

受理番号4番、本新、田1筆、15,031平方メートル、新規設定で、利用目的がレンコン、期間が6年、小作料は10アール当たり、40,000円、設定を受ける者は、経営面積2,623アールの水稻、レンコンを作付けする農家で農作業従事日数300日の認定農業者です。

受理番号5番、須賀津字須賀津、田2筆、4,445平方メートル、新規設定で、利用目的が水稻、期間が8年、小作料は10アール当たり、2俵、設定を受ける者は、経営面積1,153アールの水稻を作付けする農家で農作業従事日数220日の農業者です。

受理番号6番、曲淵字中割、田2筆、4,990平方メートル、新規設定で、利用目的が水稻、期間が6年、小作料は10アール当たり、25,000円、設定を受ける者は、経営面積531アールの水稻を作付けする農家で農作業従事日数200日の認定農業者です。

17ページをお願いします。

受理番号7番、太田字京塚ほか1地区、田3筆、7,386平方メートル、

受理番号8番、太田字京塚ほか2地区、田3筆、6,077平方メートル、

受理番号9番、下太田字新池ほか4地区、田9筆、30,398平方メートル、

受理番号10番、柴崎字切上ほか3地区、田5筆、15,712平方メートル、

受理番号11番、下太田字京塚ほか3地区、田9筆、20,832平方メートル、いずれの5件は、新規設定で、利用目的が水稻、期間が9年、小作料は10アール当たり、2俵、設定を受ける者は、経営面積748アールの水稻を作付けする農家で農作業従事日数200日の認定農業者です。

受理番号12番、柴崎字内海、田1筆、1,765平方メートル、新規設定で、利用目的が水稻、期間が10年、小作料は10アール当たり、1.5俵、設定を受ける者は、経

営面積 814アールの水稲を作付けする農家で農作業従事日数 200日の認定農業者です。

受理番号 13番，鳩崎字余郷入ほか1地区，田3筆，13，371平方メートル，新規設定で，利用目的が水稲，期間が5年，小作料は10アール当たり，1俵と1.5表があります。設定を受ける者は，経営面積 241アールの水稲を作付けする農家で農作業従事日数 200日の農業者です。

受理番号 15番，本新，田1筆，14，974平方メートル，新規設定で，利用目的が，その他とありますが牧草，期間が5年，小作料は10アール当たり，30，000円，設定を受ける者は，経営面積 1，323アールの農業生産法人です。

19ページをお願いします。

受理番号 16番，浮島字内妙岐，田1筆，2，995平方メートル，新規設定で，利用目的が水稲，期間が10年，小作料は10アール当たり，2俵，設定を受ける者は，経営面積 1，917アールの水稲を作付けする農家で農作業従事日数 300日の認定農業者です。

受理番号 17番，下根本字吹上，田5筆，11，416平方メートル，新規設定で，利用目的が水稲，期間が10年，小作料は10アール当たり，2俵，設定を受ける者は，経営面積 355アールの水稲を作付けする農家で農作業従事日数 200日の認定農業者です。

受理番号 18番，上君山字西，田2筆，10，273平方メートル，新規設定で，利用目的が水稲，期間が4年，小作料は10アール当たり，2俵，設定を受ける者は，経営面積 1，084アールの水稲を作付けする農家で農作業従事日数 200日の農業者です。

すみません。22ページ，受理番号 37番の利用権を設定する者の氏名に誤りがあります。・・・に訂正をお願いいたします。

受理番号 19番から 37番の再設定については，議案書のとおりです。

以上，農業経営基盤強化促進法第 18条第 3項の各要件を満たしていると考えます。

よろしく，ご審議をお願いいたします。説明を終わります。

○議長（加納 昭君）はい，これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい，それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第 6号，「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を採決いたします。

本案は，原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は，原案のとおり決定いたしました。

---

日程14 議案第7号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について  
(中間管理事業)

○議長(加納 昭君) 続きまして、議案第7号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について(中間管理事業)」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。  
飯島補佐

○農業委員会事務局長補佐(飯島伸生君) 23ページをお開きください。

議案第7号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について(中間管理事業)」です。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定で、農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する、茨城県農林振興公社が、中間管理権を取得するためのものです。今回は、24件、176筆、396,962平方メートルについてです。

受理番号1番から24番の詳細については、議案書のとおりです。  
よろしく、ご審議をお願いします。以上です。

○議長(加納 昭君) はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長(加納 昭君) はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。  
これより議案第7号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について(中間管理事業)」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長(加納 昭君) 賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

---

日程15 議案第8号 稲敷市農用地利用配分計画(案)に対する意見決定について  
(中間管理事業)

○議長(加納 昭君) 続きまして、議案第8号、「稲敷市農用地利用配分計画(案)に対する意見決定について(中間管理事業)」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○農業委員会事務局長補佐(飯島伸生君) 32ページをお開きください。

議案第8号、「稲敷市農用地利用配分計画(案)に対する意見決定について(中間管理事業)」です。

農地中間管理事業の推進に関する法律、第19条第2項に基づき作成される稲敷市農用地利用配分計画の案に対し、同条第3項の規定により農業委員会が回答する意見について、

ご審議をお願いするものです。今回の配分計画（案）は、27件396,962平方メートルです。

農地中間管理事業は、平成25年12月に制定された新しい制度です。借受人につきましては、茨城県農林振興公社が行った公募により公表されている者であり、同法18条第4項の規定を満たしているもので、特に問題がないと思われまます。

受理番号1番から27番の配分計画（案）の詳細につきましては、議案書のとおりです。よろしくご審議をお願いいたします。以上です。

○議長（加納 昭君） はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

○28番（墳本典勇君） 7号議案と8号議案は連動しているのですか。

○農業委員会事務局長補佐（飯島伸生君） 議案7号の中間管理事業の利用権を設定したものを公社が一度受けまして、間に立って新たに配分計画により貸し付ける形をとっておりますので、その面積については同じになります。ただ5筆貸して3筆と2筆と借受人が複数いる場合があります。

○28番（墳本典勇君） 7号議案の中で面積の違っている12番の人と8号議案の12番の面積がちがいますがよろしいのでしょうか・・・面積がちがう、それと土地の所有者の名前が違っている・・・お尋ねします。

○農業委員会事務局長補佐（飯島伸生君） 議案7号の面積が正しいことになります。

○農業委員会事務局長（森川春樹君） 中間管理事業が議案に上がってくるのは、今回で2回目なのです。1回目、2回目と関係は無いのですが、7号議案は、申請書に基づいて農業委員会で入力しているのですが、議案8号は農政課で、手作業で入力しているのですが、理由にはならないのですが、1筆ごとに確認をすればよかったですのですが、間違っているところが何箇所ありますので、ここは、議案7号と整合性を取るよう修正させてください。配分計画（案）を数字の修正がありますが、正確なものに修正いたしますので、よろしくお願ひします。

○28番（墳本典勇君） 他にもたくさんあるのですが・・・設定を受ける者の氏名が違っているがどういう理由で・・・

○農業委員会事務局長（森川春樹君） 未相続分で、相続がされていません。

○28番（墳本典勇君） 相続しなくてもいいのですか

○農業委員会事務局長（森川春樹君） 相続していない場合は、相続権利者で申請にあたって全員の印鑑をもらってありますので大丈夫です。

○28番（墳本典勇君） 名前やら数字やら合わないものがあるので、今後とも合わせたほうが良いのではないかと感じがします。

○10番（村山文雄君） 事務局の間違い探しをしているようで、相対的に問題がなければ、おかしいところがあれば、気がついたときは事務局に言うなり、相対的に違うのであれば、個人的に事務局に言うべき数字的に間違っている場合など、ここで事務局の間違い探しをする必要はないと思います。確かに人間ですから間違いもあります。相対的に変わる場合

は別だけど、それではきりがないでしょう。

○28番（墳本典勇君）私もそういう訳ではなく、前もって資料をいただいたので疑問に思ったので質問させていただきました。

○議長（加納 昭君） その他質疑ありますか、質疑ありますか

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第8号、「稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

---

#### 日程16 議案第9号 平成27年度稲敷市標準農作業利用料金の承認について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第9号、「平成27年度稲敷市標準農作業利用料金の承認について」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。

飯島補佐

○農業委員会事務局長補佐（飯島伸生君） 別紙で、お配りしてあります。議案第9号です。よろしいでしょうか、それでは、議案第9号、「平成27年度稲敷市標準農作業利用料金の承認について」さる、3月13日、東庁舎 第3会議室におきまして、関係機関出席のもと、平成27年度稲敷市標準農作業利用料金の検討会を開催いたしました。この検討会の結果を受けまして、本日、提案をするものでございます。料金改定がありました部分についてご説明をいたします。

作物区分、水稻の部分です。「硬化苗」の料金を15,000円、(20箱分)から1箱750円に、「刈り取りから脱穀」を16,000円から15,500円に、「乾燥から調整」を16,000円(8俵分)から60Kg1,800円に、「刈り取りから調整」を31,000円から30,000円に料金を改定いたしました。それから、「全利用」を削除いたしました。

よろしく、ご承認をお願いいたします。なお、この、標準農作業利用料金につきましては、各庁舎に料金表のチラシをおきまして、周知をしてみたいと思います。また、農業委員会のホームページにより、お知らせをいたします。以上です。

○議長（加納 昭君） はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

○19番（横田悌次君） 19番、横田です。以前に料金表を農業委員会で決定すると、まづいので参考資料ということだったと思うのですが、そうではなく決定ということでしょう

か。

○農業委員会事務局長（森川春樹君） 標準の利用料金なのであくまで参考なのです。私、農業委員会4年になりますが、しばらくどこでも決めていなかった。今は、何処の農業委員会でも料金は農業委員会で総会に諮って承認をいただいて決定をしております。それで以前は違っていたのかもしれませんが。あくまで標準なのでこれを基にお互いに決めてもらう数字を示している訳です。

○議長（加納 昭君） その他質疑ありますか

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第9号、「平成27年度稲敷市標準農作業利用料金の承認について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

○議長（加納 昭君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。

本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは異議なしと認めます。

これをもちまして、平成27年3月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦勞様でした。

午後4時15分閉会

